



鳥取県公報

平成12年 8月15日(火)
第7206号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 公共測量の実施（管理課） 1
- 物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等（会計課） 1

告 示

鳥取県告示第485号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、福部村長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成12年 8月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 公共測量（公共下水道平面図作成）
- 2 作業期間 平成12年 7月17日から同年12月 6日まで
- 3 作業地域 岩美郡福部村大字細川地内

鳥取県告示第486号

平成13年度から15年度までの間において県が締結する物品等又は特定役務（測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタント業務を除く。）の調達のための契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用されるもの（以下「特定調達契約」という。）に係る競争入札参加資格を得ようとする者の資格審査の申請手続等について、次のとおり定めたので告示する。

平成12年 8月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 業種区分
競争入札参加資格（以下「資格」という。）の業種区分は、調達する物品等又は特定役務の種類に応じ、次のとおりとする。
文具・事務用器機類、図書・教材類、薬品類、油脂・燃料類、家具・調度品類、繊維・皮革・ゴム類、印刷類、車両・船艇及び航空類、電気通信機器類、医療・理化学機器類、機械器具類、工事用材料類、看板・塗料類、役務、食品類、雑類並びに払下品類
- 2 申請の受付時期

平成12年9月1日から同月29日まで（郵送による場合は、同日の消印のあるものまで）とする。なお、それ以降の時期においても、随時受け付ける。

3 申請の方法

(1) 願書の入手方法

競争入札参加資格審査願（以下「願書」という。）は、鳥取県出納局会計課、中部県民局（鳥取県中部総合事務所内）及び西部県民局（鳥取県西部総合事務所内）で配布する。なお、郵送による願書の請求は、140円切手をはったあて先明記の返信用封筒（角2）を同封し、鳥取県出納局会計課に行うこと。

(2) 願書の提出方法

願書に次の書類を添え、鳥取県会計課用度係（〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 電話0857-26-7433）へ提出すること。なお、郵送による場合は、書留郵便とすること。

ア 経営実態調査書（所定の様式によること。）

イ 法人にあっては資格審査申請時の直前の営業年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては資格審査申請時の直前に提出した所得税確定申告書の写し

ウ 法人にあっては、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。）に未納がないことを証する納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第8号書式（以下「第8号書式」という。）その3の3）並びに県税（延滞金及び加算金を含む、地方消費税を除く。）に未納がないことを証する納税証明書、個人にあっては所得税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。）に未納がないことを証する納税証明書（第8号書式その3の2）並びに県税（延滞金及び加算金を含む、個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないことを証する納税証明書（いずれも資格申請時前1年以内において納税義務の発生したものに限り、法人であって鳥取県内に事業所がないものは県税に未納がないことを証する納税証明書の提出は不要とする。）

エ 法人にあっては登記簿謄本の写し（ただし、資格申請時前3月以内に発行されたものに限る。）

オ 営業に必要な許可、認可、届出、登録等の証明書

カ 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないことを証する書類

キ 印鑑証明書

ク 委任状（委任する場合に限る。）

ケ 代理店又は特約店証明書（該当する場合に限る。）

コ 使用印鑑届（見積、入札、契約の締結並びに代金の請求及び受領の際に、印鑑証明がされた印鑑以外の印鑑を使用する場合に限る。）

(3) 願書等の作成に用いる言語

ア 願書は、日本語で作成すること。

イ 添付書類を外国語で作成したときは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

ウ 添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

4 資格の決定

資格は、次に掲げる事項を総合的に勘案して行う審査の結果に基づき決定する。

(1) 資格審査申請時までの営業年数

(2) 資格審査申請時の直前の2営業年度における製造高、販売高又は収入高について算定したそれぞれの年間平均

(3) 資格審査申請時の直前の営業年度の決算（以下「直前決算」という。）における流動比率

(4) 資格審査申請時における従業員の数

(5) 直前決算における機械器具、車両、運搬具等の残存価格

(6) 直前決算における自己資本

(7) その他経営及び信用の状態

5 競争入札に参加することができない者

次に掲げる者には、資格を付与しない。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者。
- (2) 次の各項目のいずれかに該当すると認められる者（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）で、その事実があった後2年を経過していないもの。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正な行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (3) 願書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者
- (4) 手形の不渡り処分を受けた者及び決算の内容により経営状態が不健全であると認められる者
- (5) 鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けている者

6 資格審査の結果の通知

資格審査の結果については、資格決定通知書により通知する。

7 資格の有効期間

- (1) 資格の有効期間は平成13年度から平成15年度までとする。ただし、2のなお書きにより随時申請をした場合は、資格を付与されたときから平成15年度までとする。
- (2) (1)にかかわらず、平成16年度の資格が決定されるまでの間は、資格は引き続きその効力を有するものとする。